

とくしま新未来雇用創造プロジェクト推進協議会について

1 趣旨

徳島県では、これまで、将来に向け安定的かつ良質な雇用を創出するため、本県の強みを活かした産業振興戦略として、県政運営の指針である「新未来『創造』とくしま行動計画（平成27～30年）」等に位置づけた「新成長戦略産業分野」を対象に、新事業の創出や企業の育成・集積・競争力強化を推進しています。

この計画に基づく取組みを加速化させるため、今年度より厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用し、「新素材関連」、「健康・医療関連」、「地域資源関連」の産業にターゲットを絞り、企業ネットワーク構築から開発・生産、新市場開拓、人材の育成・確保、海外展開など、総合的・体系的支援を通じて、徳島ならではの雇用創造を目指す「とくしま新未来雇用創造プロジェクト」（平成28年度～30年度）を実施することとなりました。

本プロジェクトを着実に推進するため、徳島県、高等教育機関、経済団体、産業支援機関、金融等機関、労働団体、市町村の代表機関、国の機関（徳島労働局、四国経済産業局）等で構成する「とくしま新未来雇用創造プロジェクト推進協議会」を設立することとします。

2 スケジュール

原則として、年間2回の会議を開催することとし、プロジェクト推進に係る協議を行っていただきます。

- ◇平成28年7月19日（火） 第1回推進協議会
 - ・プロジェクト構想、事業実施スケジュール等について協議
- ◇平成29年3月 第2回推進協議会
 - ・プロジェクト事業の評価及び次年度実施スケジュール等について協議

とくしま新未来雇用創造プロジェクト推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、とくしま新未来雇用創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、徳島県が取り組む「とくしま新未来雇用創造プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を推進するために必要なことを協議するとともに、プロジェクトの目的達成をするために必要な事業を実施する。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）プロジェクトに係る事業構想及び事業計画の策定及び推進に関すること。
- （2）その他、プロジェクトの目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、徳島県商工労働観光部長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会長は必要に応じ委員を追加することができる。

（協議会の開催）

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 第4条第1項に定める委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 4 会議は委員（代理を含む）の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数のときは、会長がこれを決する。
- 5 必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 協議会による協議については、迅速な処理を行う必要がある場合など、必要に応じて文書等による意見照会をもって代えることができる。

（事務局）

第6条 協議会の庶務は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

構 成 員	職 名
徳島大学	研究支援・産学官連携センター教授
徳島文理大学	理工学部機械創造工学科教授
四国大学	経営情報学部経営情報学科教授
阿南工業高等専門学校	創造技術工学科教授
徳島県商工会議所連合会	専務理事
徳島県商工会連合会	専務理事
徳島県中小企業団体中央会	専務理事
徳島県経営者協会	専務理事
協同組合徳島県機械金属工業会	専務理事
公益財団法人とくしま産業振興機構	副理事長
株式会社阿波銀行	営業推進部副部長
株式会社徳島銀行	執行役員人事部長
株式会社四国銀行	徳島営業部副部長
三井住友海上火災保険株式会社	徳島支店徳島第一支社長
日本労働組合総連合会徳島県連合会	事務局長
徳島県市長会	事務局長
徳島県町村会	事務局長
徳島労働局	職業安定部長
徳島県商工労働観光部	部長

オブザーバー	職 名
四国経済産業局	地域経済部 地域経済課産業人材政策室長